

令和3年2月15日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕住宅宿泊事業主管部局 御中

国土交通省観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づく
省令及びガイドラインの改正について

住宅宿泊事業への取組につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年7月17日、「経済財政運営と改革の基本方針2020」が閣議決定され、全ての行政手続きを対象に、原則として押印を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととする方針が示されました。

これに伴い、

- ・住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）
- ・国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）
- ・住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）（平成29年12月26日策定）

を【別紙】のとおり改正しておりますので、貴自治体における住宅宿泊事業の運用に関し、御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

問い合わせ先

観光庁観光産業課 民泊業務適正化指導室

担当：木村、紺野、末廣

TEL：03-5253-8330

【別紙】

住宅宿泊事業法施行規則、 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則及び ガイドラインの改正の概要

令和3年2月15日
国土交通省
厚生労働省

I. 改正の概要

(住宅宿泊事業法施行規則関係)

- 住宅宿泊事業届出書（第一号様式）、住宅宿泊事業届出事項変更届出書（第二号様式）及び廃業等届出書（第三号様式）について、届出者の押印を不要とする。

(国土交通省関係住宅宿泊施行規則関係)

- 住宅宿泊管理業者登録申請書（第一号様式）、略歴書（第二号様式）、誓約書（法人用）（第四号様式）、誓約書（個人用）（第六号様式）、登録事項変更届出書（第七号様式）、廃業等届出書（第八号様式）、住宅宿泊仲介業者登録申請書（第十二号様式）、誓約書（第十三号様式）、誓約書（第十四号様式）、登録事項変更届出書（第十五号様式）、廃業等届出書（第十六号様式）について、申請者等の押印を不要とする。

(ガイドライン関係)

- 上記省令改正に伴い、各様式について押印又は署名を求める記述を削除する。
また、誓約書（法人用）（様式A）、誓約書（個人用）（様式B）、誓約書（様式C）について、届出者の押印を不要とする。

III. スケジュール

公布：令和2年12月23日

施行：令和3年1月1日